

○御殿場市個人情報保護条例

平成 15 年 12 月 25 日

条例第 35 号

改正 平成 17 年 7 月 11 日 条例第 14 号

平成 27 年 6 月 30 日 条例第 31 号

平成 27 年 12 月 28 日 条例第 40 号

平成 29 年 5 月 24 日 条例第 18 号

令和 3 年 9 月 10 日 条例第 19 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 実施機関における個人情報の取扱い（第 6 条—第 16 条）

第 3 章 保有個人情報の開示等（第 17 条—第 28 条）

第 4 章 苦情処理（第 29 条—第 31 条）

第 5 章 雜則（第 32 条—第 37 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する市民の権利を保障することにより、市政の適正かつ公正な推進を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び市議会をいう。

(2) 個人情報 個人にに関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は事業を営む個人をいう。

(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているも

のをいう。ただし、公文書（御殿場市公文書公開条例（平成7年御殿場市条例第37号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条第2項において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (8) 電子計算機組織 与えられた処理手順に従い一連の処理を自動的に行う電子的機器の組織をいう。

（一部改正〔平成27年条例31号・29年18号〕）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を深く認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を深く認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第6条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り保有し、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
(取得の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該個人情報に係る個人（以下「本人」という。）から直接これを取得しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから取得することができる。
 - (1) 本人の同意を得たとき。
 - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (3) 当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から取得することができないとき。
 - (6) 他の実施機関から提供を受けるとき。
 - (7) 国又は他の地方公共団体から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。
 - (8) 事務の性質上、本人から取得したのでは当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 3 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、次に掲げる事項に関する個人情報を取得してはならない。ただし、事務の適正な遂行のために当該個人情報が必要かつ欠くことができないときは、この限りでない。
 - (1) 思想、信教及び信条に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
- 4 法令等に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が取得されたときは、当該個人情報は、第2項第1号の規定により取得されたものとみなす。
(利用目的の明示)

第8条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつ

ては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、市の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（正確性の確保）

第9条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全保護の措置）

第10条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な保護のために必要な措置を講じなければならない。

（一部改正〔平成27年条例31号〕）

（個人情報保護管理責任者の設置）

第11条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。

（委託に伴う措置等）

第12条 実施機関は、個人情報の取扱いを委託するに当たっては、個人情報の保護に關し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けたものは、受託した業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（一部改正〔平成27年条例31号〕）

（利用及び提供の制限）

第13条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えた保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第14条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は実施機関以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。
ただし、目的外利用等をすることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 実施機関が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (5) 市の機関（当該実施機関を除く。）、国又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (6) 前5号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 実施機関は、前項各号の規定により目的外利用等をしたときは、必要に応じてその旨を本人に通知するものとする。

（一部改正〔平成27年条例31号〕）

（保有特定個人情報の利用の制限）

- 第13条の2 実施機関は、保有特定個人情報について目的外利用等をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

（追加〔平成27年条例31号〕）

(特定個人情報の提供の制限)

第13条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(追加〔平成27年条例31号〕)

(外部提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受ける者に対し、提供に係る保有個人情報について、その利用の目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いに関し必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(一部改正〔平成27年条例31号〕)

(電子計算機組織等の結合による提供に係る保護措置)

第15条 実施機関は、当該実施機関の使用に係る電子計算機組織と実施機関以外の特定の者の使用に係る電子計算機組織その他の機器とを電気通信回線を介して接続し、当該実施機関の保有個人情報を当該特定の者が隨時入手し得る状態にする方法により提供するときは、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(個人情報取扱事務の登録)

第16条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の取得先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務については、適用しない。

3 実施機関は、登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止した場合において、当該個人情報取扱事務に係る全ての公文書を保有しなくなったときは、速やかに当該個人情報取扱事務について登録簿から抹消しなければならない。

(一部改正〔平成27年条例31号〕)

第3章 保有個人情報の開示等

(開示請求権)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、本人の委任による代理人を含む。以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（一部改正〔平成27年条例31号〕）

（保有個人情報の開示義務）

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をする者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報
- (2) 開示することにより、開示請求をする者（前条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに次条第2項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求をする者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求をする者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求をする者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求をする者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求をする者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求をする者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員の氏名に係る情報を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員の氏名に係る部分を除く。

(4) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求をする者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

(6) 市の機関、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、涉外又は争訟に係る事務に関し、市、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
(一部改正〔平成27年条例31号〕)

(部分開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求をする者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に規定する情報（開示請求をする者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求をする者以外の特定の個人を識別するこ

とができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求をする者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正請求権)

第21条 何人も、保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 第17条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(削除請求権)

第22条 何人も、実施機関がこの条例又は番号法の規定に違反して個人情報を保有したと認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求をすることができる。

2 第17条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求（以下「削除請求」という。）について準用する。

（一部改正〔平成27年条例31号〕）

(中止請求権)

第23条 何人も、実施機関がこの条例又は番号法の規定に違反して保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用等をし、又はしようとしていると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の目的外利用等の中止の請求をすることができる。

2 第17条第2項の規定は、前項の規定による中止の請求（以下「中止請求」という。）について準用する。

（一部改正〔平成27年条例31号〕）

(開示等の請求手続)

第24条 第17条第1項の規定による保有個人情報の開示、第21条第1項の規定による保有個人情報の訂正、第22条第1項の規定による保有個人情報の削除又は前条第1項の規定による保有個人情報の目的外利用等の中止（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示等の請求をする者の氏名及び住所

- (2) 開示等の請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の請求をしようとする者（以下「開示等請求者」という。）は、開示等の請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。
- (一部改正〔平成27年条例31号〕)
- (開示等の決定)
- 第25条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、開示請求にあっては受理した日から起算して15日以内に、訂正請求、削除請求又は中止請求にあっては受理した日から起算して30日以内に、開示等請求者に対し、当該請求に係る開示等の可否の決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、請求者（情報提供等記録に係る訂正の決定にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものを含む。））に対し遅滞なく、書面により決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に決定することができないときは、請求書を受理した日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、延長の理由及び期日を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報の全部又は一部について開示等をしないことを決定したときは、第2項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該決定に係る開示しない保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日をあらかじめ明記することができときは、その期日を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による決定をする場合において、当該決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(一部改正〔平成27年条例31号・29年18号・令和3年19号〕)

(開示の実施)

- 第26条 保有個人情報の開示は、前条第2項に規定する通知により実施機関が指定する日時及び場所において、閲覧、視聴又は写しの交付により行うものとする。この場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人

等であることを証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

- 2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(一部改正〔平成27年条例31号〕)

(開示請求及び開示の特例)

第27条 実施機関は、別に定める保有個人情報について、本人が開示請求をしようとすることは、第24条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

- 2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、第24条第2項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める書類を提示しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があったときは、前2条の規定にかかわらず、直ちに本人であることを確認し、実施機関が別に定める方法により開示するものとする。

(手数料等)

第28条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示等に係る手数料は、御殿場市手数料条例（昭和58年御殿場市条例第39号）の規定にかかわらず、無料とする。

- 2 この条例の規定に基づき、保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、保有特定個人情報の写しの交付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔平成27年条例31号〕)

第4章 苦情処理

(一部改正〔平成27年条例40号〕)

第29条及び第30条 削除

(〔平成27年条例40号〕)

第31条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(一部改正〔平成27年条例40号〕)

第5章 雜則

(運用状況の公表)

第32条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(他の制度等との調整)

第33条 この条例は、他の法令等の規定により開示等の請求その他これらに類する請求（保有特定個人情報に係る請求を除く。）に係る手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関が、市民の利用に供することを目的として図書館等で管理している個人情報が記録されている図書、資料、刊行物等については、適用しない。

3 保有個人情報についての開示請求については、この条例によるものとし、御殿場市公文書公開条例の規定は、適用しない。

(一部改正〔平成27年条例31号〕)

(国及び他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対して協力を求め、又は国及び他の地方公共団体からの協力の求めに応ずるものとする。

(出資法人の講ずべき措置)

第35条 市が出資している法人で規則で定めるものは、この条例の規定に基づく市の施策に留意しつつ、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定管理者に関する特例)

第35条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2章の規定を準用する。この場合において、第16条第1項中「あらかじめ」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）を通じて、あらかじめ」と、同条第3項中「速やかに」とあるのは「指定実施機関を通じて、速やかに」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合における第3章及び第4章の規定の適用については、第17条第1項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「保有個人情報」とあるのは「指定管理者が保有する個人情報」と、第18条、第19条第1項、第20条及び第21条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第22条第1項中「実施機関が」とあるのは「指定管理者が」と、「実施機関に」とあるのは「指定実施機関に」と、第23

条第1項中「実施機関が」とあるのは「指定管理者が」と、「実施機関に」とあるのは「指定実施機関に」と、第24条、第25条、第26条及び第27条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」とする。

(追加〔平成17年条例14号〕)

(事業者に対する指導、勧告等)

第36条 市長は、事業者が第5条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、その是正若しくは中止を指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に実施機関が行っている個人情報取扱事務については、第16条第1項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「行っているときは、この条例の施行の日以後、速やかに」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。

(御殿場市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

3 御殿場市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例(平成元年御殿場市条例第37号)は、廃止する。

(御殿場市公文書公開条例の一部改正)

4 御殿場市公文書公開条例(平成7年御殿場市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)」の次に「及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を加える。

第2条第3号中「閲覧」の次に「若しくは視聴」を加える。

第9条第3項中「交付するものとする」を「交付するものとし、電磁的記録を公開する場合には、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする」に改める。

第12条中「御殿場市公文書公開審査会(以下「審査会」という。)」を「御殿場市

「公文書公開・個人情報保護審査会」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第16条を削る。

第17条を第16条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

(御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部改正)

5 御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例(昭和31年御殿場市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)中「

個人情報保護審議会会长	日額 7,200
個人情報保護審議会委員	日額 6,700

」を削り、「

公文書公開審査会会长	日額 7,200
公文書公開審査会委員	日額 6,700

」を「

公文書公開・個人情報保護審査会会长	日額 7,200
公文書公開・個人情報保護審査会委員	日額 6,700

」に改める。

附 則(平成17年7月11日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年6月30日条例第31号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、番号法附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

附 則(平成27年12月28日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

附 則(平成29年5月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月10日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

○御殿場市個人情報保護条例施行規則

平成 15 年 12 月 25 日

規則第 26 号

改正 平成 17 年 6 月 1 日規則第 13 号

平成 18 年 3 月 31 日規則第 10 号

平成 19 年 3 月 19 日規則第 7 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 16 号

平成 22 年 3 月 31 日規則第 7 号

平成 24 年 6 月 20 日規則第 24 号

平成 26 年 3 月 28 日規則第 15 号

平成 27 年 6 月 30 日規則第 26 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 17 号

平成 29 年 8 月 21 日規則第 28 号

令和元年 6 月 21 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、御殿場市個人情報保護条例（平成 15 年御殿場市条例第 35 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（個人情報保護管理責任者）

第 2 条 条例第 11 条に規定する個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、課長（御殿場市組織及び事務分掌規則（平成 26 年御殿場市規則第 14 号）第 15 条第 3 項に規定する課長及び所長、御殿場市会計管理者の補助組織に関する規則（平成 19 年御殿場市規則第 8 号）第 3 条第 1 項に規定する課長、御殿場市水道事業組織及び事務分掌規程（昭和 47 年御殿場市水道事業管理規程第 6 号）第 3 条第 1 項に規定する課長、御殿場市下水道事業組織及び事務分掌規程（平成 30 年御殿場市下水道事業管理規程第 2 号）第 3 条第 1 項に規定する課長、御殿場市教育委員会事務局処務規則（平成 11 年御殿場市教育委員会規則第 9 号）第 5 条第 3 項に規定する課長、御殿場市立図書館条例施行規則（昭和 56 年御殿場市教育委員会規則第 4 号）第 3 条に規定する館長、御殿場市立学校給食センター条例（昭和 45 年御殿場市条例第 6 号）第 6 条に規定する所長、御殿場市選挙管理委員会の補助職員に関する規程（平成 3 年御殿場市選挙管理委員会告示第 8 号）第 2 条に規定する書記長、御殿場市監査委員事務局規程（昭和 52 年御殿場市監査委員告示第 1 号）第 4 条に規定する事務局長、御殿場市農業委員会規程（昭和 58 年御殿場市農業委員会規程第 1 号）第 10 条第 1 項に規定する事務局長、御殿場市固定資産評価審査委員会条例（昭和 30 年御殿場市条例第 20 号）第 3 条第 1 項に規

定する書記、御殿場市外1組合公平委員会議事規則（昭和54年御殿場市外1組合公平委員会規則第1号）第5条に規定する書記長及び御殿場市議会事務局処務規則（昭和57年御殿場市議会規則第2号）第3条第1項に規定する課長をいう。）及び支所長（御殿場市役所支所設置条例施行規則（昭和60年御殿場市規則第1号）第5条に規定する支所長及び御殿場地域振興センター規則（平成9年御殿場市規則第12号）第5条に規定する所長をいう。）をもって充てる。

2 管理責任者は、個人情報の保護の重要性を認識し、並びに個人情報の保管等をする所属職員が個人情報の保護について十分に留意するよう指導し、及び監督しなければならない。

（一部改正〔平成18年規則10号・19年7号・20年16号・22年7号・
26年15号・29年28号・令和元年1号〕）

（委託に伴う措置）

第3条 条例第12条に規定する個人情報の保護に関する必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) あらかじめ、委託先の個人情報の保護に対する管理体制について調査すること。
- (2) 委託先に対して、委託の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲を明確に示すとともに、当該事務を処理するために取り扱わせる個人情報を必要最小限にとどめること。
- (3) 委託に関する契約書その他これに類する書類又は仕様書に次に掲げる事項を明記すること。

- ア 個人情報の秘密の保持に関する事項
- イ 個人情報の適正な管理に関する事項
- ウ 再委託の禁止又は制限に関する事項
- エ 個人情報の委託目的以外の使用の禁止及び第三者への提供の禁止に関する事項
- オ 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- カ 個人情報の取扱いに関する事故発生時における報告義務に関する事項
- キ 契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項
- ク その他個人情報の保護に関し必要な事項

（目的外利用等に係る本人通知）

第4条 条例第13条第3項の規定による通知は、保有個人情報目的外利用等通知書（様式第1号）により行うものとする。

（外部提供における措置）

第5条 条例第14条に規定する措置は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の秘密の保持に関する事項
- (2) 個人情報の申請目的以外の使用の禁止及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (3) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (4) 個人情報の取扱いに関する事故発生時における報告義務に関する事項
- (5) 個人情報の利用期間終了後の返還又は廃棄に関する事項
- (6) その他個人情報の保護に関し必要な事項

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 条例第16条第1項の規定による登録は、個人情報取扱事務登録簿（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第16条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 開始年月日
- (2) 目的外利用又は外部提供の有無
- (3) 電子計算機等の結合による提供の有無
- (4) 事務の委託
- (5) 個人情報の処理形態
- (6) 個人情報の記録形態
- (7) 保有個人情報が記録されている主な公文書
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 条例第16条第3項の規定により個人情報取扱事務を廃止したときは、管理責任者は、保有個人情報廃止届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(開示等請求書)

第7条 条例第24条第1項に規定する請求書は、保有個人情報開示等請求書（様式第4号）とする。

2 条例第24条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 開示請求については、求める開示の実施方法
- (2) 法定代理人等が請求する場合は、当該保有個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者、成年被後見人又は委任者の別
- (3) 開示等請求者の連絡先

(一部改正〔平成27年規則26号〕)

(開示等請求者の確認)

第8条 条例第24条第2項の必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、在留カード、特別永住者証明書その他請求をする本人であることを証明するものとして市長が認めた

書類

- (2) 本人に代わって法定代理人等が請求する場合 当該法定代理人等に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、家庭裁判所の証明書、委任状その他法定代理人等の資格を証明する書類
(一部改正〔平成24年規則24号・27年26号〕)
(開示等の決定)

第9条 条例第25条第2項の通知は、次のとおりとする。

- (1) 保有個人情報の開示等の決定をした場合 保有個人情報開示等決定通知書（様式第5号）
(2) 保有個人情報の一部の開示等の決定をした場合 保有個人情報部分開示等決定通知書（様式第6号）
(3) 保有個人情報の開示等をしない決定（条例第20条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示等の請求に係る個人情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合 保有個人情報非開示等決定通知書（様式第7号）
2 条例第25条第3項の通知は、保有個人情報開示等可否決定期間延長通知書（様式第8号）とする。
(開示の方法)

第10条 条例第26条第1項の必要な書類は、第8条の規定を準用する。

- 2 条例第26条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。
- (1) 録音又はビデオテープ 当該録音テープ又はビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付
(2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
ウ 当該電磁的記録をフロッピーディスク又はコンパクトディスクに複写したものの交付
(開示の中止等)

第11条 保有個人情報の開示を受ける者は、当該個人情報が記録されているものを丁寧

に取り扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する者に対し、当該個人情報が記録されているものの閲覧又は視聴を中止させることができる。

(口頭による保有個人情報の開示請求)

第12条 条例第27条第2項の書類は、次の各号のいずれかの書類とする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 開示請求に係る保有個人情報が試験に関するものである場合は、当該試験の受験票
- (4) その他口頭により開示請求をする者本人であることを証明するものとして市長が認める書類

2 条例第27条第3項に規定する実施機関が別に定める方法は、記録物の閲覧とする。

(運用状況の公表の方法)

第13条 条例第32条の規定による運用状況の公表は、市広報紙に掲載すること等により行うものとする。

(一部改正〔平成28年規則17号・29年28号〕)

(出資法人)

第14条 条例第35条の規則で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものとの2分の1以上を出資しているものとする。

(一部改正〔平成28年規則17号〕)

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成28年規則17号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(御殿場市公文書公開審査会規則の廃止)

2 御殿場市公文書公開審査会規則(平成7年御殿場市規則第34号)は、廃止する。

(御殿場市組織及び事務分掌規則の一部改正)

3 御殿場市組織及び事務分掌規則(平成14年御殿場市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条総務課の項第18号を次のように改める。

(18) 公文書公開・個人情報保護審査会に関すること。

第4条情報管理課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則（平成17年6月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第16号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第7号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月20日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に改正前の御殿場市公文書公開条例施行規則、御殿場市外国人高齢者福祉手当支給規則、御殿場市営住宅条例施行規則の様式により提出されている文書は、改正後の御殿場市公文書公開条例施行規則、御殿場市外国人高齢者福祉手当支給規則、御殿場市営住宅条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

3 この規則施行の際、現に第5条の規定による改正前の外国人登録法の規定による外国人登録原票に登録されている者については、改正後において引き続き住民基本台帳に記録されているものとみなす。

附 則（平成26年3月28日規則第15号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年6月30日規則第26号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、従前の規定により作成した帳票及び用紙は、当分の間、使用で

きるものとする。

附 則（平成29年8月21日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月21日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

保有個人情報目的外利用等通知書

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

あなたの個人情報の目的外利用等をしたので、御殿場市個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり通知します。

目的外利用等の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 外部提供
目的外利用等を開始した年月日	年 月 日
目的外利用等をした個人情報の内容	
目的外利用等をした理由	
提供先	
担当課	部 課 スタッフ 電話番号
備考	

様式第2号(第6条関係)

個人情報取扱事務登録簿

(□開 始・□変 更)

整 理 番 号			届 出 年 月 日	年 月 日				
担 当 課								
個人情報取扱事務の名称								
個人情報取扱事務の目的								
個人情報取扱事務の対象者 の 範 囲								
個人情報の記録項目	基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	家庭状況等	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	社会生活等	<input type="checkbox"/> 職業・職歴・役職 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他 ()	心身の状況等	<input type="checkbox"/> 健康状態・病歴 <input type="checkbox"/> 障害の有無・程度 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 性格・性質 <input type="checkbox"/> その他 ()
		<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれがある個人情報 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
開 始 年 月 日						年 月 日		
個人情報の取得先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の市の機関 <input type="checkbox"/> 国・他の地方公共団体 <input type="checkbox"/> その他 ()							
目的外利用又は外部提供の有無	<input type="checkbox"/> 有(提供先 <input type="checkbox"/> 無)	
電子計算機等の結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 有(システムの名称 <input type="checkbox"/> 無)	
事務の委託	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電子計算機 <input type="checkbox"/> 電子計算機以外							
個人情報の記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 電磁的記録							
保有個人情報が記録されている主な公文書								

様式第3号(第6条関係)

保有個人情報廃止届

第 号
年 月 日

御殿場市長 様

個人情報保護

管理責任者名 _____

御殿場市個人情報保護条例第16条第3項の規定により、次のとおり届出します。

整理番号	廃止年月日	年	月	日
個人情報取扱事務の名称				
担当 課	部	課	スタッフ	
廃止の理由				
備考				

様式第4号(第7条関係)

保有個人情報開示等請求書

年 月 日

御殿場市長 様

郵便番号 _____
開示等請求者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

御殿場市個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示等を請求します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 目的外利用の中止 <input type="checkbox"/> 外部提供の中止
開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
保有個人情報の内容	
訂正・削除・中止の内容	
本人に関する事項 (法定代理人等 が請求する 場合のみ記載)	状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任者
	住所
	氏名
	電話番号

- (注)1 各欄に必要事項を記入するとともに、該当する項目の□にレ印を付してください。
2 請求の際には、運転免許証、旅券その他当該開示請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
3 法定代理人等が請求する場合には、戸籍謄本その他法定代理人等の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券その他当該開示請求者が法定代理人等であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
4 訂正を請求する場合には、訂正を求める内容が事実に合致することを証明するために必要な資料を提示し、又は提出してください。

以下の欄には記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()
法定代理人等の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
担当課	部 課 スタッフ
備考	

様式第5号(第9条関係)

保有個人情報開示等決定通知書

第 号
年 月 日

様

御殿場市長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示等については、次のとおり開示等をすることに決定しましたので、御殿場市個人情報保護条例第25条第2項の規定により通知します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 目的外利用の中止	<input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 外部提供の中止
開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
保有個人情報の内容		
保有個人情報の開示を実施する日時及び場所	日 時 場 所	年 月 日 時 分 <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/>
訂正・削除・中止の内容		
実施予定年月日		年 月 日
担当課	部 電話番号	課 スタッフ
備考		

(注)1 開示を受ける際には、この通知書及び運転免許証、旅券その他当該開示を受ける者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。

2 法定代理人等が開示を受ける場合には、戸籍謄本その他法定代理人等の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券その他当該開示を受ける者が法定代理人等本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。

3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当に連絡してください。

様式第6号(第9条関係)

保有個人情報部分開示等決定通知書

第 号
年 月 日

様

御殿場市長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示等については、次のように一部を開示等することに決定しましたので、御殿場市個人情報保護条例第25条第2項の規定により通知します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 目的外利用の中止	<input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 外部提供の中止
開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
保有個人情報の内容		
保有個人情報の開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 時 分
	場 所	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/>
請求を認めることができない部分の内容及び理由		
担当 課	部 電話番号	課 スタッフ
備考		

(注) 裏面をご覧ください。

(裏面)

- 1 開示を受ける際には、この通知書及び運転免許証、旅券その他当該開示を受ける者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人等が開示を受ける場合には、戸籍謄本その他法定代理人等の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券その他当該開示を受ける者が法定代理人等本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当に連絡してください。
- 4 この決定に不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。
 - (1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、御殿場市長に対して審査請求をすることができます。
 - (2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、御殿場市を被告(訴訟においては御殿場市長が被告の代表者となります。)として提起することができます(決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

様式第7号(第9条関係)

保有個人情報非開示等決定通知書

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示等については、次のとおり全部の開示等をしないことに決定しましたので、御殿場市個人情報保護条例第25条第2項の規定により通知します。

保有個人情報の内容					
請 求 の 区 分	<input type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 訂 正 <input type="checkbox"/> 削 除 <input type="checkbox"/> 目的外利用の中止 <input type="checkbox"/> 外部提供の中止				
請求を認めることができない理由					
担 当 課	部	課	スタッフ		
備 考	電話番号				

(注) 裏面をご覧ください。

(裏面)

この決定に不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をす
ることができます。

1 審査請求

この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、御殿場市長に対し
て審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴え

この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、御殿場市を被告(訴
訟においては御殿場市長が被告の代表者となります。)として提起することができます
(決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消
しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、先に審査請求をした場合の処
分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る決定があつた
ことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

様式第8号(第9条関係)

保有個人情報開示等可否決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示等については、次のとおり
決定の期間を延長しましたので、御殿場市個人情報保護条例第25条第3項の規定により通
知します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 目的外利用の中止	<input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 外部提供の中止
開示の実施の方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
保有個人情報の 内 容		
決定することができ る期 限		年 月 日
決定の期間を 延長する理由		
担 当 課	部 電話番号	課 スタッフ
備 考		

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第6条関係）

（一部改正〔平成27年規則26号〕）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

（一部改正〔平成27年規則26号〕）

様式第5号（第9条関係）

（一部改正〔平成27年規則26号〕）

様式第6号（第9条関係）

（全部改正〔平成17年規則13号〕、一部改正〔平成27年規則26号・28年17号〕）

様式第7号（第9条関係）

（全部改正〔平成17年規則13号〕、一部改正〔平成28年規則17号〕）

様式第8号（第9条関係）